

令和8年度北播磨「山田錦」列車発信事業企画提案コンペ募集要領

1 事業概要

- (1) 委託業務名 令和8年度北播磨「山田錦」列車発信事業
- (2) 実施主体 兵庫県北播磨県民局
- (3) 委託金額 金5,000,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 事業期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (5) 事業内容 別添仕様書のとおり

JR 加古川線貸切列車「山田錦列車」を運行し、兵庫県産山田錦で醸した日本酒及び北播磨特産品の魅力を広く発信し新たな需要拡大を図る。

2 応募資格

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、民間企業、NPO法人、その他の団体であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。
また、複数の企業・団体の共同体（コンソーシアム）により応募することを可能とするので、代表者が申請すること。その場合、代表者及び構成員すべてが次の要件を満たすこととする。
 - ① 事業の実施にあたり、当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
 - ② 当県民局との打合せや問合せ等に適切に対応できること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定に関わらず、公募に参加する資格を有しない。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 提案書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中、または更生手続中である者
 - ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中、または再生手続中である者
 - ⑤ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員の統制の下にある者
- (3) 応募資格を有しないと判断される者については、その旨を別途通知する。

3 実施スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下のとおりとする。

公募型企画提案コンペ実施公告	令和8年5月7日（木）
質問受付期限	令和8年5月15日（金）17時まで
提案書類提出期限	令和8年5月22日（金）17時まで
第1次審査（書面審査）	令和8年5月下旬
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年6月上中旬
選考結果通知	令和8年6月下旬
契約締結	決定後速やかに行います。

4 提案書類について

- (1) 受付期間
令和8年5月8日（金）～令和8年5月22日（金）の9時から17時まで
*平日12時から13時及び土曜日、日曜日、祝日を除く。
- (2) 様式の配布方法
県ホームページからのダウンロードによる。
- (3) 提出先
下記13のとおり
- (4) 提出方法
下記13に持参又は郵送して提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により下記13に連絡したうえで、書留等配達記録が残るよう令和8年5月22日（金）17時までに下記13に到着するように提出すること。
- (5) 募集要領の内容に関する質問及び回答
 - ①受付期間：令和8年5月15日（金）17時まで
 - ②提出方法：持参、電子メール又はファックスにより下記13に提出すること。
なお、電子メール又はファックスで提出した場合は、電話等により到着を確認すること。
 - ③質問に対する回答：回答は原則、応募者全員へ連絡する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- (6) 提出書類及び提出部数
この募集要領のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類を作成の上、正本1部、副本10部を提出すること。
ただし、誓約書（様式4、5）については、正本1部のみとする。
 - ① 企画提案応募申請書（様式1）
 - ② 提案者概要（様式2）
 - ③ 提案書（様式3）
 - ④ 誓約書（様式4） ※正本1部のみ
 - ⑤ 納税証明書（兵庫県入札参加資格名簿登録者は対象外とする。）
 - a 県税に係る納税証明書（写し可）
 - ・納税証明書（3）
ただし、県内に事務所・事業所を有しない事業者で、本県での課税実績がない場合は、別途誓約書（様式5）を提出すること。
 - b 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可）
 - ・法人：その3の3

※ただし、a, bともに証明書の年月日が、証明書提出日以前3ヶ月以内のものに限る。

 - ⑥ 見積書及び収支内訳（様式任意）
 - ⑦ その他添付書類（提案内容を説明する資料など）
- (7) 注意事項
 - ① 提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。
 - ② 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

5 対象事業（受託事業者等）の選定

- (1) 選定方法
応募のあった企画提案については、審査会を設置のうえ、以下の項目など総合的に評価し、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- ① 県民局が実施する事業として適切か。また内容が目的に合致しているか。
- ② 兵庫県産山田錦で醸した日本酒及び北播磨特産品の魅力を十分に伝えることができる内容であるか。
- ③ SNS 発信者や一般消費者へ興味を持たせやすい内容となっているか。
- ④ 独自性や創意工夫のある企画提案となっているか。
- ⑤ 業務の実績や実施体制から企画提案内容を実施可能な業者であるか。

(2) 第1次審査の実施

提出書類をもとに県民局にて審査し、これを通過した者のみ第2次審査の対象とする。応募者多数の場合は、5者程度に絞る。

(3) 第2次審査の実施

プレゼンテーションによる審査を実施する。

なお、実施日及び会場の詳細は、別途通知する。

- ① 実施日 令和8年6月上中旬のうち1日
- ② 会場 兵庫県社総合庁舎
- ③ 時間 1者につきプレゼンテーション15分及び質疑応答15分程度とする。
- ④ 注意事項

ア プレゼンテーションは、規格提案書を受け付けた順に個別に実施する。

イ プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用する場合は、事前に連絡すること。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象としない。

エ プレゼンテーションに要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当する場合は、失格とみなす。

- ① 「2 応募資格」に該当しない場合
- ② この募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行った場合

(5) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、応募者に対して文書により通知する。審査の内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

6 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

7 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務、事業の進行管理は、県民局で行う。
- (2) 県民局は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

8 契約の解除

- (1) 委託契約書に記載の条項に違反があったとき、県民局は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、県民局は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 事業報告等

- (1) 委託事業終了後は、すみやかに実績報告書及び必要書類を県民局あて提出すること。
- (2) 事業の進捗状況等については、随時報告を求める場合がある。

10 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県民局が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

11 契約の変更

事情の変化等により業務内容の変更等が生じた場合は、県民局と受託事業者が協議の上契約を変更する場合がある。それに伴い、契約金額を変更する場合があるので留意すること。

12 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 受託者は、本事業が当県民局との委託契約に基づく事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、決算書類、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類を整備するとともに、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、県監査委員の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (6) 事業の全部又は一部を県民局の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

13 問合せ先、書類提出先

兵庫県北播磨県民局 加東農林振興事務所 農政振興課
〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 兵庫県社総合庁舎別館 2階
TEL : 0795-42-6924 FAX : 0795-42-7232
MAIL: katonorin@pref.hyogo.lg.jp